

障害者虐待に係る市町村からの質疑事項等について

《質疑》

身体的虐待事案において、「暴行罪」「傷害罪」の可能性があると、警察に通報・告発を行う基準（目安）があれば示してほしい。

（再掲：2022年度第二回愛知県障害者虐待防止・差別解消実務担当者会議 資料2）

《回答》

まず、「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったとき」に暴行罪が成立し（刑法第208条）、「人の身体を傷害した」ときに傷害罪が成立するとされている（刑法第204条）。

「暴行」とは、他人の身体に対する物理力の行使をいう。殴る、蹴る、引っ張る等の他、音、放射線、電流、光等の物理力を行使する場合も含まれる。下級審の判例には、「お清めと称して塩を振りかけた行為」を「相手方をして不快嫌悪の情を催されるに足りるもの」であるから暴行に当たるとしたものもある。また、裁判例では、驚かす目的で被害者の数歩手前を狙って投石する行為や、被害者めがけて椅子を投げつけたが当たらなかった場合など、物理力が身体と接触しなかった場合にも暴行罪が成立するとされている。

「傷害」の具体例には、創傷、擦過傷、打撲傷のような外傷のみではなく、疲労倦怠、胸部疼痛、胸部圧痛、めまい、嘔吐、失神、中毒、病気の罹患、心的外傷後ストレス障害等も該当する。実務上、かなり軽度の傷害も処罰されている。

経験上、警察・検察の捜査段階では、傷害罪であると怪我に関する診断書が必須であり、軽微な場合は暴行罪で進むものもかなりあるように感じる。

《本県からの意見等》

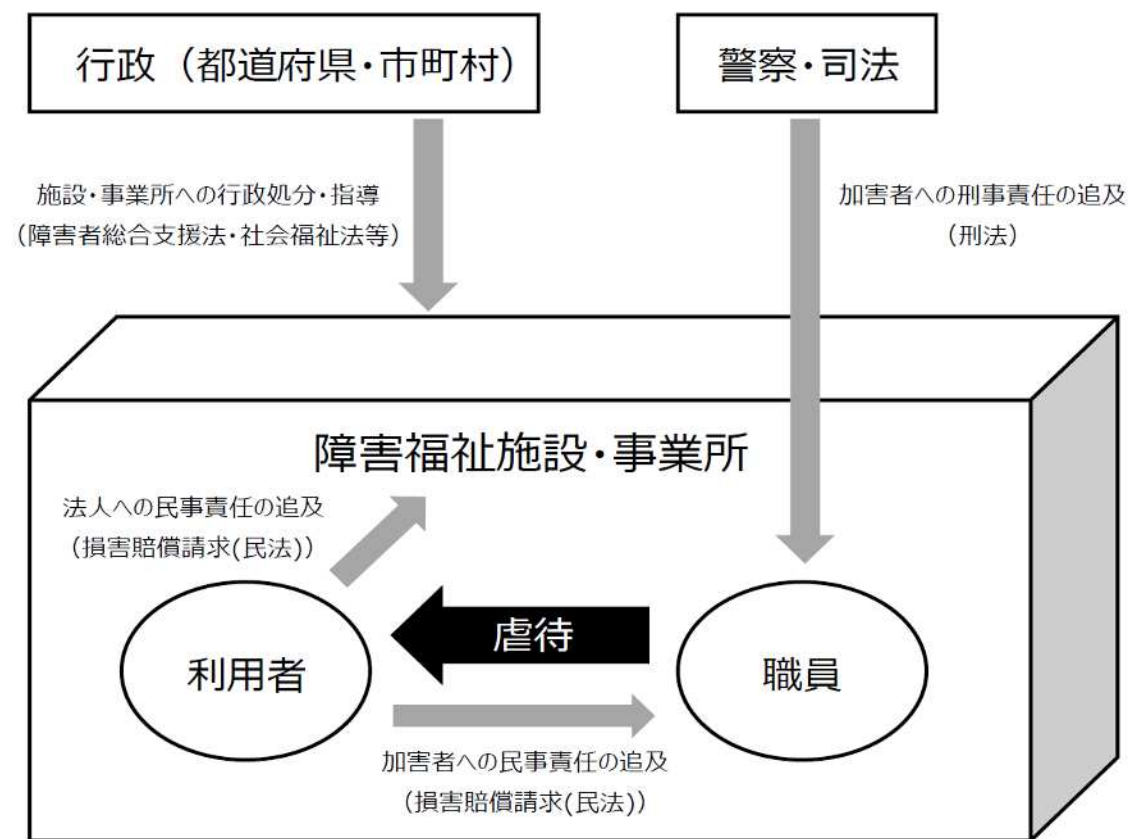
刑事訴訟法第239条第2項により、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思慮するときは、告発をしなければならない旨が規定されている。しかし、いかなる場合においても義務が課せられているという訳ではないため、被害者の意向等を考慮の上、被害の届出の支援や行政としての告発を迅速に組織的に検討する必要があると考える。

警察が事件として取り扱うか、検察がどういった判断をするかは別として、結果的に不起訴でも前歴として情報が残る場合があるため、虐待の程度で通報を迷う必要はないと考える。

なお、実務上、各警察署において事件は刑事課が取り扱うが、生活安全課において行政からの相談を受けてもらえることがあるため、所管の生活安全課と連携が図られるよう、日頃より、情報交換等を心がけておくとよいと考える。

（参考）虐待事案にかかる施設・事業所（職員）の法的責任と再発防止策

施設・事業所職員による虐待事案が起きた場合の法的責任の関係は、次のようになります。



市町村や都道府県が行なう法的権限行使は、障害者総合支援法や社会福祉法、特定非営利活動促進法等に基づき、施設・事業所や法人に対して行なう指導・勧告や行政処分です。

虐待の事実確認調査の段階で、加害者とされる職員が虐待行為を否認した場合、刑法に基づく刑事責任の追及においては慎重に対応することが必要になるかもしれませんが、他の職員や複数の第三者の虐待行為の目撃証言、虐待を受けた被害者の訴え等があり、施設・事業所で虐待が起きたことがあきらかな場合、行政が行なう法的対応は加害者個人に対してではなく、法人や施設・事業所に対する指導・勧告や行政処分ですので、加害者の認否の如何に関わらず虐待認定していくことが求められます。

また、当該虐待の背景や要因を分析し、施設・事業所は自ら再発の防止に向け取り組まなければなりません、行政においても再発防止の取組みに対し適切な助言・指導を行うことが求められます。

【出典】障害者虐待防止 自治体におけるより良い対応についてみんなで考えるための素材集
令和3年厚生労働省委託事業 障害者虐待事案の未然防止のための調査研究一式 検討委員会